

横手市自治基本条例（解説付）

目次

前文

- 第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）
- 第 2 章 基本理念及び基本原則（第 3 条・第 4 条）
- 第 3 章 市民の権利と果たすべき役割（第 5 条）
- 第 4 章 議会及び議員の役割と責務（第 6 条・第 7 条）
- 第 5 章 市長及び市職員の役割と責務（第 8 条・第 9 条）
- 第 6 章 市政運営の原則（第 10 条・第 11 条）
- 第 7 章 市民参画（第 12 条—第 14 条）
- 第 8 章 住民自治（第 15 条—第 17 条）
- 第 9 章 広域連携等（第 18 条）
- 第 10 章 条例の位置付けと見直し（第 19 条・第 20 条）
- 第 11 章 雑則（第 21 条）

附則

（前文）

私たちのまち横手市は、東の奥羽山脈と西の出羽丘陵に囲まれた秋田県の県南地域に位置し、豊富な水と肥沃な土壌により、国内有数の穀倉地帯を形成する緑豊かな田園都市として発展してきました。

平成 17 年 10 月 1 日、地理的・歴史的に繋がりの深い横手市、増田町、平鹿町、雄物川町、大森町、十文字町、山内村及び大雄村の 8 市町村が、県内初の郡市一体による新設合併を果たし、人口 10 万人を超える秋田県第 2 の都市となる新しい横手市が誕生しました。

人口減少、少子高齢化や地方分権が進展する中であって、持続可能な地域社会を構築するためには、市民サービスの一層の向上と充実を図りながら、市が自立し、市民とともに主体的なまちづくりを行うことが求められています。

私たちは、「まちづくりの主人公は市民である」との大原則の下、地域にかかわる全ての人々の参画と協働によるまちづくりを推進し、幸せな地域社会を実現するため、横手市におけるまちづくりの基本理念として、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、横手市における自治の基本理念と市民の権利を明らかにするとともに、市民、議会及び市長等の果たすべき役割及び市政運営の原則を定めることにより、幸せな地域社会の実現を目指し、もって市民の参画と協働によるまちづくりを推進することを目的とします。

【解説】

日本国憲法に定める「地方自治の本旨」とは、住民自治（住民の意思と責任によって自治が行われること）と、団体自治（国から独立した団体が自らの権限と責任において自治が行われること）を表します。

この「地方自治の本旨」に基づいて、自治の基本理念と市民の権利を明確にし、市民・議会・市長等のそれぞれの役割と市政運営の基本原則を定めることによって、より良い横手市の創造と幸せな地域社会の実現に向け、市民の参画と協働によるまちづくりを行うことを本条例の目的としています。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

- (1) 市長等 市長、市長部局及び教育委員会、選挙管理委員会等の行政委員会によって構成され、市民に対して地域における行政を担う主体をいいます。
- (2) 参画 市の施策や事業等の計画、実施及び評価の過程に市民が主体的に関わることをいいます。
- (3) 協働 市民、議会及び市長等が、それぞれの知恵や経験、専門性等の資源を生かし、果たすべき役割と責任を自覚し、対等な立場で互いの自主性を尊重しながら、協力し合い、又は補完し合うことをいいます。
- (4) まちづくり 市民一人ひとりが生き生きと活躍でき、安全で安心な住みよい豊かな地域社会を実現するための公共的な活動をいいます。
- (5) 住民自治 市民が主体的に地域の課題に取り組み、市民が主役となったまちづくりを行う活動をいいます。

【解説】

この条例における主な用語の意義を定義しています。なお、第2条各号で定義するものは、この条例が規定する範囲内のものです。

〈第1号〉

「市長等」とは、市長、行政活動を行う市の組織のほか、地方自治法第180条の5の規定に基づき、地方公共団体に設置しなければならない教育委員会、選挙管理委員会、農業委員会、監査委員、公平委員会、固定資産評価審査委員会で構成され、市民に対し、地域に関する行政活動を、自立的かつ総合的に実施する役割を担う主体と定義しています。

〈第2号〉

「参画」とは、市の施策等の計画・実施・評価等の各過程において、市民が責任を持って主体的に関わることをいいます。

〈第3号〉

「協働」とは、市民・議会・市長等が、それぞれの果たすべき役割と責任を自覚し互いの自主性を尊重しながら、ともに協力し補い合うことをいいます。

〈第4号〉

「まちづくり」とは、市民が生き生きと活躍することができ、安全・安心で住みよい横手市を創造するための公共的な活動をいいます。

〈第5号〉

「住民自治」とは、市民が主体となって、地域課題の解決に向けて取り組むまちづくり活動と定義しています。住民自治の活動主体が、それぞれの役割を尊重しながら、まちづくりを進めることが重要であるとしています。

〈その他〉

この条例における「市民」とは、原則として、地方自治法上の住民（市内に住所を有する人で、法人を含む）としています。この考え方は、議会基本条例における「市民」と同じ位置付けとなっています。

また、活気ある自立したより良い地域社会を実現するためには、横手市に関係する人々がみんな協力し合う必要があることから、市内に勤務する人・通学する人・市民活動や事業活動等を行う人・団体の皆様からも、まちづくりに対するご意見を頂きながら、市政を運営していくこととしています。

第2章 基本理念及び基本原則

(基本理念)

第3条 まちづくりの主体は、市民であることを基本とします。

2 市民は、個人の尊厳と自由が等しく尊重され、自由な意思と責任を持ち、相互に支え合い、自立して暮らせる社会を自らつくるため、共にまちづくりに取り組みます。

3 市民、議会及び市長等は、それぞれの果たすべき役割及び責任を担い、自主的に行動するとともに、協働によるまちづくりを推進するものとします。

4 市民、議会及び市長等は、自然環境、歴史及び文化との共生を図りながら、持続可能なまちづくりを進めます。

【解説】

<第1項>

全ての市民が「まちづくりの主体」であるという基本理念を示しています。

<第2項>

個人の尊厳と自由が尊重され、市民一人ひとりがお互いを支え合い、自立して生活できる地域社会の創造に向け、ともにまちづくりに取り組むことを定めています。

<第3項>

市民・議会・市長等は、果たすべき役割と責任を自覚し、それぞれが自主的に行動し、協働によるまちづくりを進めることを定めています。

<第4項>

市民・議会・市長等は、豊かな自然、歴史・文化的資源などとの共生を図り、次世代に継承できるまちづくりに努めることを示しています。

(基本原則)

第4条 市の自治は、次に掲げる事項を基本として行うものとします。

- (1) 情報共有の原則 市民、議会及び市長等は、まちづくりに関する情報を相互に共有します。
- (2) 参画の原則 市民は、市の政策の立案、実施、評価及び見直しの各段階において、自主的かつ主体的に関わりまちづくりを推進します。
- (3) 協働の原則 市民、議会及び市長等は、それぞれの果たすべき役割を認識し、対等な立場で連携してまちづくりを推進します。

【解説】

ここでは、本市における自治の基本原則（情報共有・参画・協働）について定めています。

<第1号>

公正で透明性のある市政の運営を実現し、市民参画を進めていくためには、市民・議会・市長等が情報を共有することが不可欠です。ここでは、市政に関する情報を、市民に対して積極的に提供することを示しています。

<第2号>

市政運営とまちづくりに関しては、多くの市民の参画を推進しながら、市民と協働の機会を設けるという基本原則を定めています。

<第3号>

市民・議会・市長等は、地域の個性や自主性を踏まえ、お互いに理解し合うことで信頼関係を構築し、役割分担を行いながら、ともにまちづくりに取り組むことを規定しています。

第3章 市民の権利と果たすべき役割

(市民の権利と果たすべき役割)

第5条 市民は、市政に参画する権利を有します。

2 市民は、自らがまちづくりの主体であることを自覚するとともに、互いの活動を尊重し、認め合い、自らの発言と行動に責任を持って、積極的な地域活動に努めます。

3 市民は、まちづくりへの参画に当たっては、公共の福祉、地域の発展及び環境の保全に配慮します。

4 市民は、地域の課題解決と住民がともに支え合う活動の実現に向け、互いに力を合わせて助け合う仕組みづくりを推進します。

【解説】

<第1項>

「まちづくりの主人公は市民である」という考えのもとに、市民は市政に参画する権利を有することを規定しています。当市では、20歳未満の市民のまちづくりに参画しようとする意思を重視し、子どもの権利を保障するために必要な支援を行うこととしており、国際連合総会で採択された「児童の権利に関する条約」の精神に基づいて、子どもの権利を尊重するまちであることを「横手市子どもの権利宣言」として掲げています。

<第2項>

市民一人ひとりがまちづくりの主体であることを認識し、自らの発言と行動に責任を持ち、地域の活動へ積極的に参加することが、市民の役割であることを規定しています。

市では、お互いの人権を尊重し喜びも責任も分かち合い、性別にとらわれることなく個性と能力が発揮できるまちを目指して、平成20年に「男女共同参画都市」を宣言しました。平成23年3月には、第2次男女共同参画行動計画を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた施策を展開しています。

<第3項>

市民が、責任を持って主体的にまちづくりを進めていく際に、配慮すべき重要な事項として、「公共の福祉」、「地域の発展」、「環境の保全」を掲げています。

<第4項>

共助とは、自分一人ではできないことは、地域や仲間と助け合い補い合うことです。地域が抱える問題の解決や、住民がお互いに支え合う活動を目指して、共助の仕組みづくりを推進していこうとするものです。

第4章 議会及び議員の役割と責務

(議会の役割と責務)

第6条 議会は、議決機関としての役割を果たすとともに、この条例の理念に基づき、住民自治を尊重し、常にその権能の充実に努めます。

2 議会は、市民に対し、議会における意思決定の内容及びその経過を説明する責務を有します。

【解説】

<第1項>

議会は、横手市の議決機関として、この条例の理念と住民自治の考えを尊重し、議会の権能の充実に努めることを定めています。

平成24年には、議会の権限と権能を発揮し、豊かな横手市の実現を目指した「議会基本条例」が制定されました。この条例においては、市民と議会の関係、議会と行政の関係、議会や議員の責務を明確にするとともに、議会が取り組むべき基本的な姿勢が示されています。

<第2項>

議会は、議会の活動や審議の状況等について、市民に説明する責務を有することを示しています。

(議員の役割と責務)

第7条 議員は、住民自治の原則に基づき、市民の負託に応え、誠実かつ公正に職務を遂行します。

2 議員は、市民の代表者として常に市全体の利益を考え行動し、市民福祉の増進を図ります。

3 議員は、交流又は対話により広く市民の意見を聴き、これを議会の運営に反映させます。

【解説】

<第1項>

市議会議員は、市民の代表として、住民自治の考えに基づき、誠実かつ公正に職務を果たすべきことを定めています。

<第2項>

市議会議員は、直接選挙で市民に選ばれた市民全体の代表者であり、横手市全体の発展に向け、市民福祉の増進に努めることを確認しています。

<第3項>

市議会議員は、広く市民の声を聴くことにより、その意見等を議会活動に反映させるよう努めることを規定しています。議会基本条例に基づいて、「議会報告会」を開催することにより、市政の課題に関して市民と情報交換を行うという取り組みがなされています。

第5章 市長及び市職員の役割と責務

(市長の役割と責務)

第8条 市長は、住民自治の原則に基づき、市民の負託に応えるため、公正かつ誠実に市政を運営します。

2 市長は、事務の執行に当たっては、市民及び議会への説明責任を果たすとともに、この条例の理念に基づき、市民主体のまちづくりを推進します。

3 市長は、常に市民の権利を保障し、市民がまちづくりに参画できる機会及び市民の意見等を積極的に聴く機会を設けます。

4 市長は、市民の意見を的確に受け止めるようにするため、市民参画に関する市職員の意識を高めます。

【解説】

<第1項>

住民自治の原則に基づいて、市長は、公正かつ誠実に市政運営を行わなければならないとしています。これは、地方自治法に規定されている長の統轄代表権を、市長の責務という視点から定めています。

<第2項>

市長は、市民と議会に対しての説明責任があり、事務の執行に当たっては、この条例の理念を踏まえ、市民が主体となったまちづくりを進めることを規定しています。

<第3項>

市長は、まちづくりへの市民参画の機会を提供するとともに、多くの市民の声を積極的に聴く場を設けるよう努めることを示しています。

<第4項>

市政に関する市民の声を真摯に受け止めるため、市長は、市民の参画に関して、職員の意識を高める取り組みを行うことを規定しています。

(市職員の役割と責務)

第9条 市職員は、全体の奉仕者であることを自覚するとともに、法令を遵守し、市民との信頼関係を構築します。

2 市職員は、必要な知識、政策立案能力、技能等の習得に努めるとともに、創意工夫し効率的に職務を遂行します。

3 市職員は、市民の視点に立ち、地域課題の把握に努めるとともに、市民活動及び地域の自治活動に積極的に取り組みます。

【解説】

〈第1項〉

職員は、公務員としての自覚を持ち法令を遵守するとともに、市民から信頼されるよう努めることを示しています。

職員は、社会情勢の変化や市民のニーズを踏まえ、様々な行政分野の課題に対して迅速かつ柔軟に対応する必要がある、いわゆる「行政の縦割り」になることなく、横断的な組織の連携や調整を行うことが重要です。市では、「プロジェクト・チーム設置要領」に基づいて、重要な政策課題に関し、職員グループが調査研究を行い、総合的な行政展開を図ることとしています。

〈第2項〉

職員は、必要な知識と技能を習得し、創意工夫しながら効率性を重視して職務を執行することを定めています。市では、職員の資質や能力を向上させるため、必要な研修の機会を提供する次のような取り組みを行っています。

①職員の勤務効率の発揮等を目的とした「職員の研修に関する規定」

②市行政に関する資格や技術の取得に向けた、職員の取り組みを支援する「職員自己啓発助成要綱」

③職員の意欲を引き出し、組織の財産となるべき人づくりの方向を示す「人材育成基本方針」

〈第3項〉

職員は、自らも市民であることを自覚し、率先して地域の自治活動やボランティア活動に関わる必要があることを示しています。職員としての知識を生かしながら、地域の課題解決に向けた取り組みを進めるため、市では、「職員地区担当制度実施要綱」に基づいて、自身が居住する地区の活動に積極的に参画することとしています。

第6章 市政運営の原則

(市政運営の原則)

第10条 市長等は、持続可能な地域社会を実現するため、市の資源を最大限に活用できる体制を整備し、総合的な市政の運営を行います。

2 市長等は、総合的な市政運営の指針として、健全な財政運営及び計画的な事業実施をするものとします。

【解説】

<第1項>

持続可能な地域社会を創造し、次世代により良い横手市を継承するために、本市の資源を最大限に活用できる体制を構築することにより、総合的な市政運営を図ることを示しています。

<第2項>

市は、この条例の理念に基づいて、健全な財政運営に努め、計画的な事業の実施に努めることを規定しています。

市では、各年度の始めに、部局長が策定した「部局の方針書」に基づき、重点的に取り組む目標を明確にした「組織目標管理シート」を作成し業務を行っています。毎年9月には目標に対する進捗状況を確認し、年度末には掲げた目標の成果を振り返り、次年度の目標設定等の取り組みに反映させています。

また、市政の運営に当たっては、市民の意見を反映させながら、効率的で効果的な行政サービスを提供することが大切です。市では、公正で透明性の高い行政の推進と時代の変化に対応できる行財政システムの確立に向けて、「第2次行財政改革大綱」、「行財政改革推進委員会設置条例」などに基づき、行政評価を行いながら市政運営に努めることとしています。

(総合計画)

- 第11条 市長は、この条例の理念に基づき、市の最上位計画である基本構想及びこれに基づいた基本計画により構成される総合計画（以下「総合計画」といいます。）を策定し、総合的かつ計画的な市政の運営を行います。
- 2 市長は、総合計画の策定及び見直しにあつては市民の意見を反映させるため、広く市民の参画を得るものとし、基本構想の策定にあつては議会の議決を経るものとし、
- 3 市長等は、各行政分野における計画を策定するときは、総合計画との整合性を図ります。
- 4 市長は、総合計画について市民への周知を図り、その進行管理を的確に行うとともに、社会経済情勢の変化に対応するため、必要に応じて見直しをするものとし、

【解説】

〈第1項〉

総合計画は、市の政策に関する最上位の計画であることを踏まえ、この条例の基本理念と基本原則を踏まえて策定し、この計画に基づいて、市政を運営することを定めています。

〈第2項〉

総合計画を策定する場合は、市民の意見を反映させるため、広く市民が参画できる体制を整備することを規定しています。平成23年の地方自治法の改正により、基本構想の策定は撤廃されました。しかしながら、効果的な市政運営のためには、総合計画は必要不可欠なものであることから、本条例においては、その策定義務を定め、議会の議決を経ることとしています。

〈第3項〉

例えば、市が、都市計画や環境保全などに関する行政分野ごとの計画を策定する場合には、最上位の計画と位置付ける総合計画との整合性を図ることを示しています。

〈第4項〉

総合計画の内容については、広く市民に分かりやすく周知することとし、計画に基づく施策を行う際には、適正な進行管理に努めることを規定しています。また、総合計画は、長期間にわたるものであり、社会の変化にも対応できるよう継続的に評価と検証を行い、見直しすることを定めています。

第7章 市民参画

(市民の参画の推進)

第12条 議会及び市長等は、市民が協働によるまちづくりに関し理解を深めるため、市政に関する情報及び必要な学習の機会を設けるものとします。

2 市長等は、市政の運営等においては企画立案、実施及び評価のそれぞれの過程における市民のまちづくりに果たす役割を重視し、市民の参画を推進します。

【解説】

〈第1項〉

市民の参画と協働を推進するためには、市政に関する情報を市民に提供することが重要です。市では、市民に説明する責務を果たすため、総合的な情報公開の推進に関して必要な事項を、「情報公開条例」などに定め、市民による市政参画を促進するよう努めています。

また、市民と行政との協働に関しては、市民の理解が得られるよう必要となる学習の場を提供することにより、市民との協働を推進していくこととしています。

〈第2項〉

市は、市政を運営するに当たり、施策の企画立案、事業の実施、事業結果の評価などの各過程において、市民が積極的に参画できるよう努めることを定めています。

市民の参画を推進するためには、市の施策などに関する情報が不可欠であることから、広報誌やホームページ等を活用し、市民が市政運営に関する情報を分かりやすく入手できるよう努めることとしています。

(意見聴取手続)

第13条 市長等は、重要な条例の制定改廃、市民生活に重要な影響を及ぼす計画の策定又は変更等をしようとするときは、事前にその情報を公表し、広く市民からの意見の提出を受ける手続（以下「パブリックコメント」といいます。）、アンケート調査、説明会の開催等適切な方法により、市民の意見の聴取を実施します。

2 前項のパブリックコメントに関し必要な事項は、別に定めるものとします。

【解説】

市民にとって重要な条例の制定や改廃を行う場合や、市民の生活に大きな影響を及ぼす計画の策定や変更等を行う場合には、事前に市民に対して情報を提供し多くの意見を聴くことが不可欠です。このために具体的な手続として、パブリックコメント、アンケート調査、説明会の実施など、適切な方法を選択し行うことを定めています。

なお、パブリックコメントについては、この条例施行後に、具体的な内容を検討し整備することになります。

市には、市民から様々な意見や要望などが寄せられます。市職員として、これらの意見等は、市政を運営するうえで貴重な声として受け止める必要があります。市では、市民から寄せられた声に対しては、速やかに調査や回答を行う「ワンディレスポンス」に心がけています。また、より良い市民サービスにつなげるため、意見等や対応状況を記録する「ご意見対応カード」を活用し、組織として情報を共有するシステムを運用しています。

市民からの声に対して、迅速かつ誠実に対応することはもちろんのことですが、意見や苦情の内容を分析し原因を追求するとともに、再発防止策を講ずるなど適正に対処することとしています。

(審議会等への参画)

第14条 市長等は、審議会等の委員の選任に当たっては、性別、年齢、居住地、職業等に配慮した委員構成に努めるとともに、原則として委員の全部又は一部を市民から公募します。

2 審議会等は、法令等に定めのあるものを除き、原則として、審議会等の会議を公開するとともに、開催情報及び会議の記録等を公表します。

【解説】

〈第1項〉

市政に関する重要事項を市民との協働により取り組むため、市長等は、審議会等の附属機関を設けることができるとしています。審議会等は、市の政策を策定する際に、多様な意見を聴く場として重要な役割を担っています。このため、委員の選任を行う場合は、市民の多様性（性別、年齢、居住地、及び職業等）に配慮することを示しています。

審議会等の設置には様々な目的があり、法令で構成員が定められていることもあることから、公募する市民の枠を設定することが困難な場合もあります。このような理由により、委員の選任に当たっては、「原則として委員の全部又は一部」としています。

〈第2項〉

審議会等の会議を公開することは、市政への市民の参画を促し、透明性のある市政運営の基本となることから、法令等で公開しないと定めがある場合以外は、原則として公開することを規定しています。

このことから、審議会等の会議開催に関する内容、また、会議における発言や会議の概要については、積極的に公表することにより、透明性を確保することとしています。

第8章 住民自治

(住民自治に関する市民の役割)

第15条 市民は、住民自治活動の重要性を認識し、自ら積極的に参画するよう努めるものとします。

2 議会及び市長等は、住民自治活動を行う市民に対して、その活動に応じた支援を行うよう努めます。

【解説】

<第1項>

住民自治とは、住民の意思と責任によって自治が行われることであり、団体自治（国から独立した団体が自らの権限と責任において自治が行われること）とともに、日本国憲法に定める「地方自治の本旨」とされています。

ここでは、市民一人ひとりが、住民自治活動の担い手として、積極的に地域の活動に参画するよう努めることとしています。

<第2項>

議会と市長等は、「まちづくりの主体は市民」とする本条例の基本理念に基づいて、住民自治活動を行う団体等に対し、それぞれの活動内容に応じた必要な支援を行うことを定めています。

(コミュニティ活動の推進)

第16条 市民、議会及び市長等は、安全で安心して暮らすことのできる地域社会を実現するため、市民による自主的な活動（以下「コミュニティ活動」といいます。）を尊重します。

2 市民は、コミュニティ活動に積極的に参画し、地域社会の維持及び形成並びに地域の課題解決に向け、協力して取り組むものとします。

3 コミュニティ活動をする者は、相互にその自主性を尊重し合い、情報を共有しながら連携するものとします。

【解説】

〈第1項〉

市民、議会及び市長等は、自主性を原則とするコミュニティ活動を尊重し、安全で安心な地域社会の創造を目指し取り組んでいこうとする考えを示しています。

例えば、市では、災害や不測の事態から市民の身体、生命及び財産を守り、安全安心を確保するため、関係機関や他の自治体と連携し、総合的な危機管理体制の確立に努めています。また、市や防災関係機関が行うべき具体的な予防・応急・復旧・復興対策の整備や推進に関しては、地域防災計画に基づき対応することとしています。

〈第2項〉

市民一人ひとりが、コミュニティ活動へ積極的に参画することによって、地域の抱える問題の解決に向け、協力して取り組むことを定めています。

例えば、「日頃から災害に備え、災害発生時には自主的に避難する」など、自分で自分を守るという防災意識を向上させるとともに、「身近な地域住民が、相互に助け合うしくみづくり」に取り組むこととしています。

〈第3項〉

コミュニティ活動を推進していくうえでは、他のコミュニティの自主性をも尊重し、情報を共有することにより、コミュニティ相互の連携に努めることを示しています。

コミュニティ活動やまちづくりに関する情報であっても、個人情報の保護には十分配慮しなければなりません。市では、個人に関する情報の保護と適正な取り扱いについて、「個人情報保護条例」などに必要な事項を定め、市民の権利や利益を保護することとしています。

(住民投票)

第17条 市長は、市政に関する重要な事項について、住民の意思を確認するため、住民、議会又は市長による発議に基づき、別に条例で定めるところにより、住民投票を実施することができます。

2 市長は、住民投票を行ったときは、その結果を尊重するものとします。

【解説】

住民投票は、地方自治法の規定に基づいて条例を制定し実施されるもので、市独自の制度ではありません。しかしながら、本市の自治を進めるうえで、市民の皆さんに関係が深く重要な事項であることから、市民の皆さんにこのような制度があることを明らかにしたいと必要と考え、項目を設けています。

<第1項>

市の重要な政策等に関し、住民から直接的に意思を確認する手段として、別に条例で定めたいと、住民投票の制度を設けて実施することができることを示しています。

住民投票が実施できる要件としては、次の場合があります。

1、選挙権を有する者の総数の50分の1以上の者の連署をもって、その代表者から住民投票に関する条例の制定請求があり、この条例が議会で議決されたときです。これは、地方自治法第74条の規定に基づきます。

2、議会の議員から議員定数の12分の1以上の者の賛成を得て、住民投票に関する条例の発議があり、この条例が議会で議決されたときです。これは、地方自治法第112条の規定に基づきます。

3、市長が自ら住民投票に関する条例を発議し、この条例が議会で議決されたときです。これは、地方自治法第149条の規定に基づきます。

なお、住民の意見を直接確認する必要がある事案や、投票資格者の範囲をどのように定めるかについては、個別の事案によって異なると考えられます。よって、住民投票に関する具体的な事項は、議会の議決を経て制定された条例に基づいて委任される規則で定めることとしています。

<第2項>

住民投票の結果は、法的な拘束力は持ちません。しかしながら、市政の重要事項を判断する場合、市長は、多数の住民の意思が直接表明されたことを重く受け止め、住民投票の結果を尊重することを示しています。

第9章 広域連携等

(広域連携等)

- 第18条 市民、議会及び市長等は、市の魅力、特性等に関する情報を発信することにより、他の地域に生活する人々と交流を図り、その知恵や意見をまちづくりに活用するものとします。
- 2 議会及び市長等は、近隣自治体との情報共有及び相互理解の下、共通する地域課題の解決及びより効果的な市政運営に向け、連携してまちづくりを推進します。
- 3 議会及び市長等は、市民の参画と協働によるまちづくりを進めながら、国、県、他の自治体、その他の機関と対等な立場で積極的、かつ、広域的な連携を図ります。

【解説】

<第1項>

特色ある横手市の魅力を積極的に発信することにより、横手市以外の地域で生活する人々との交流を図り、様々な知恵と多様な意見を取り入れ、本市のまちづくりを進めることを定めています。

<第2項>

広域にまたがる共通した分野の課題を解決するとともに、効果的・効率的な行政運営を行うため、近隣自治体と情報を共有し相互に理解し合い、協力しながらまちづくりを進めていこうとする規定です。

<第3項>

解決が難しく広範囲に及ぶ問題に対しては、市民の協力を得ながら、近隣の地方自治体・県・国・関係機関と対等の立場で連携し対応することとしています。特に、大規模な災害発生時には、近隣の自治体だけでは対応が困難となる場合を想定し、遠距離にある友好都市とも相互支援の協定を締結するなど、協力し合うこととしています。

第10章 条例の位置付けと見直し

(条例の位置付け)

第19条 この条例は市の自治の基本を定めるものであり、市民、議会及び市長等はこの条例の理念を最大限尊重します。

2 市長等は、他の条例、規則等の制定改廃及び重要な計画の策定又は変更にあたっては、この条例に定める事項との整合性を図ります。

<第1項>

この条例は横手市の住民自治の基本を定めるものであり、市民・議会・市長等は、本条例の理念を尊重するものと規定しています。法形式的には、条例間に優劣を付けることはできませんが、本条例の基本理念等を踏まえ、この条例を横手市における条例の基本と位置付けています。

<第2項>

市長等は、この条例の理念に基づいた市政運営を行うとともに、他の条例や規則等を制定したり改廃したりする場合や、重要な計画の策定や変更を行おうとする際には、本条例の趣旨と規定内容を踏まえ、整合性を図ることとしています。

(条例の見直し)

第20条 市長は、社会経済情勢等に適合するようこの条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて見直し等の必要な措置を講ずるものとします。

2 市長は、前項の検討及び必要な見直しを行うに当たっては、市民の参画を得るものとします。

【解説】

<第1項>

この条例の形骸化を防止し実効性を確保するため、各条文がその時々社会経済情勢等に合っているかを検証することとしています。なお、必要な見直し等を行う時期については、概ね4年以内を想定しています。

また、本条例の施行に併せて、関連する条例等の整備を進めることにより、条例の適正な運用に努めることとします。

<第2項>

市民の意見を反映させる取り組みは、この条例の基本原則の一つ「市民の参画」の基本です。本条例の策定作業には、平成23年6月に設置した「市民検討委員会」の皆様にご協力頂いたところであり、見直しに当たっても、市民の参画により取り組むこととしています。

市民の参画を得て広く市民の意見を反映させながら、見直しの検討を行うためにも、この条例の制定後には、説明会を開催するなど継続的な広報活動に努めることとしています。

第11章 雑則

(委任)

第21条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に定めます。

【解説】

この条例の施行に関して必要な内容は、別に定めることとしています。

附 則

この条例は、平成25年10月1日から施行します。

【解説】

横手市自治基本条例の施行期日を、平成25年10月1日としています。